

4 第46条（輸出事業用資産の割増償却）関係

【改正の概要】

令和6年度の税制改正において、輸出事業用資産の割増償却制度について、対象となる輸出事業用資産から開発研究の用に供される資産が除外された上、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長された（措法46①）。